

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第4の4の(3)のイの(ア)
の規定に基づき理事長が別に定める負担金の納付期限について

令和6年1月18日付け5農畜機第6659号
一部改正 令和6年2月 2日付け5農畜機第6984号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の4の(3)のイの(ア)の規定に基づき、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村のうち石川県に所在するものにおいて飼養され、令和6年1月末日から同年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛(令和5年12月に販売された登録肉用牛を含む。)に係る負担金の納付期限は、令和6年5月10日とする。